

お 知 ら せ

平成 22 年 9 月 1 日
東 北 電 力 (株)

クリアランス制度を適用して作られた リサイクルベンチの設置について

当社は、本日、平成 10 年に営業運転を終了し、現在、廃止措置中の日本原子力発電株式会社東海発電所から搬出された金属を用いたリサイクルベンチ（1 脚）を、当社の PR 施設である女川原子力 PR センター（宮城県牡鹿郡女川町）の 2 階展示コーナーに設置いたしました。

今回設置したベンチは、平成 17 年度に導入された「クリアランス制度」に基づき製造されたもので、この制度を適用して作られた製品の設置は、当社としては初めてとなります。

「クリアランス制度」とは、原子力発電所で使用された資材等の一部（金属やコンクリートなど）を、年間 0.01 ミリシーベルトを超えないことを基準[※]として、国の確認を受けて資源として再利用することや一般の廃棄物として取り扱うことのできる制度です。海外では既に多くの国で運用されており、日本においても電力会社を中心に本制度を適用した製品の利用が進められています。

クリアランス制度によるリサイクルは、資源の有効活用につながり、循環型社会の一層の進展に寄与することが期待されることから、当社は、今後も、このたび設置したリサイクルベンチを多くの方々に知っていただき、制度の定着に向けた理解促進を図ってまいります。

以 上

※ 撤去物がどのように再利用または廃棄物として埋め立てられても、人体への影響が無視できる放射線量として、自然界から受けている放射線量（年間 2.4 ミリシーベルト）の 100 分の 1 以下である、年間 0.01 ミリシーベルトを超えない基準としてクリアランスレベルが定められている。

なお、年間 0.01 ミリシーベルトは、人体への影響が無視できる放射線量として国際的に認められている。